

2. 宣誓書・赴任届

根拠となる法令等

(服務の宣誓)

地方公務員法第31条

職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

四万十町立学校管理運営規則第33条

職員は、赴任後速やかに四万十町職員の服務の宣誓に関する条例（平成18年四万十町条例第27号）の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(赴任)

四万十町立学校管理運営規則第31条

職員は、新しく採用され、又は配置換えを命ぜられたときは、辞令又は通知を受けた日から速やかに赴任しなければならない。また校長は、予定の所属職員が全員赴任した場合は、速やかに教育委員会に報告を行う。

2 職員が赴任したときは、校長にあつては教育委員会に、所属職員にあつては校長に、それぞれ速やかに届け出なければならない。

宣誓とは、公務員としての義務を尽くすことを誓うものであり、職務に従事する前に行わなくてはなりません。宣誓を拒否する行為は、職務上の義務違反として、懲戒の事由に該当します。

服務監督権は、四万十町教育委員会にありますので、新規採用、配置換えにより新たに四万十町の職員となった者は、定められた宣誓書に署名し、服務の宣誓をしてからその職務を行うこととなります。

新規採用、又は配置換えを命じられた職員は、辞令又は通知を受けた日から速やかに赴任しなければなりません。赴任後速やかに、校長にあつては町教委に、他の職員にあつては校長に、それぞれ赴任届（第16号様式）にて届け出ることとされています。

校長は職員から提出された赴任届を基に、赴任報告書（第17号様式）にて町教委へ報告しなくてはなりません。

- ・新規採用または町外より転入した教職員が作成する。
- ・長期休業中などにより一時雇用が切れた臨時講師等は、再度着任する際再提出する。

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的、かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実、かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。

辞令の発令日を記入

平成●●年 4 月 1 日

四万十町教育委員会 様

四万十町立四万十小学校

職名 教諭

辞令に明記された職名を記入

氏名 土 佐 花 子



自筆でなければならない

(第16号様式)

書類作成日を記入

平成●●年 4 月 1 日

学校長 様

学校名 四万十町立四万十小学校

職名 教諭 氏名 土佐 花子

土佐

赴 任 届

私は、下記のとおり赴任しましたので、四万十町立学校管理運営規則第31条第2項の規定により届出します。

記

辞令発令日を記入

(その日が週休日であっても発令日を記入)

発 令 年 月 日	平成●●年 4 月 1 日
赴 任 年 月 日	平成●●年 4 月 1 日
住 所	四万十町◇◇55-1
通 勤 方 法	自家用車

- ・新規採用または異動により転入した教職員が作成する。
- ・四万十町職員(臨時職員を含む)についても届出が必要。
- ・赴任後速やかに、学校長にあつては町教委へ、所属職員にあつては学校長にそれぞれ届けること。

(第17号様式)

書類作成日を記入

平成●●年 4 月 7 日

四万十町教育委員会 様

四万十町立四万十小学校

学校長 織田 信



赴任報告書

辞令発令日を記入

平成●●年 4 月 1 日付で発令になった職員は、下記のとおり赴任しましたので四万十町立学校管理運営規則第31条第1項規定により報告します。

記

職 名	氏 名	赴任年月日	前任校
教諭	中村 太一	平成●●年 4 月 1 日	四万十町立大正小学校
教諭	土佐 花子	平成●●年 4 月 1 日	高知市立桂浜小学校
主事	幡多 佳子	平成●●年 4 月 1 日	四万十町立高知中学校
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	

- ・ 転入校長は赴任届にて町教委へ報告するので必要ない。
- ・ 四万十町職員（臨時職員を含む）も記載すること。
- ・ 発令日の異なる職員は別葉とする。